

名古屋市告示第120号

公金の収納に関する事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託しましたので、同条第 2項の規定により告示します。

令和 7年 3月19日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 名称及び住所又は事務所の所在地
 - (1) 株式会社N T Tデータ
東京都江東区豊洲三丁目 3番 3号
 - (2) 楽天ペイメント株式会社
東京都港区港南二丁目16番 5号
 - (3) ビリングシステム株式会社
東京都千代田区内幸町一丁目 2番 2号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入等の種類
後期高齢者医療保険料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 7年 3月19日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 7年 3月19日

名古屋市健康福祉局生活福祉部医療福祉課